

第3回 美幌町選挙管理委員会会議結果（要旨）

- 1 開催日時 令和7年6月2日(月) 午前9時57分～午前10時54分
- 2 開催場所 美幌町役場 第1会議室
- 3 出席委員 横山 直樹、石川 真里子、寺田 義博
- 4 議事内容 次のとおり

議案番号	件名及び要旨	顛末
報告第1号 (非公開)	令和6年度選挙人名簿閲覧状況について 令和6年度の選挙人名簿抄本の閲覧者はなし。	承認
報告第2号 (非公開)	令和6年度在外選挙人名簿閲覧状況について 令和6年度の在外選挙人名簿抄本の閲覧者はなし。	承認
承認第2号 (非公開)	専決処分について（在外選挙人名簿からの抹消） 今回の抹消者 男性1名 在外選挙人名簿登録者 男性6人、女性8人、合計14人	承認
承認第3号	専決処分について（投票所の指定について） 第1（しゃきっとプラザ集団健診ホール）、 第2（美幌小学校玄関ホール）、第3（東陽小学校玄関ホール）、 第4（北中学校玄関ホール）、第5（旭小学校体育館）、 第6（旧上美幌保育所）、第7（報徳地区農作業準備休憩施設）、 第8（福住公民館）、第9（田中地区農作業準備休憩施設）、 第10（豊岡自治会館）	承認
承認第4号	専決処分について（投票所開閉時刻の繰り上げについて） 第27回参議院議員通常選挙における投票所の閉鎖時刻の繰り上げを 北海道選挙管理委員会に届出をした。（第6～第10 午後8時から午後 6時に繰り上げ）	承認
承認第5号	専決処分について（ポスター掲示場設置総数の減少について） 第27回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場設置総数の減少 について北海道選挙管理委員会と協議をした。 政令基準掲示数84箇所、減少数25箇所、設置総数59箇所	承認
承認第4号	専決処分について（ポスター掲示場設置場所の指定について）	承認

議案番号	件名及び要旨	顛末
	参議院議員通常選挙用 59 箇所 (投票区内訳) 【第 1】 8 箇所 【第 2】 9 箇所 【第 3】 9 箇所 【第 4】 9 箇所 【第 5】 9 箇所 【第 6】 5 箇所 【第 7】 2 箇所 【第 8】 2 箇所 【第 9】 4 箇所 【第 10】 2 箇所	
議案第 4 号 (非公開)	選挙人名簿の登録について 新有権者 男性 21 人、女性 12 人、合計 33 人 転入者 男性 42 人、女性 20 人、合計 62 人	決定
議案第 5 号 (非公開)	登録の抹消について 死亡された方 男性 31 人、女性 39 人、合計 70 人 転出者 男性 52 人、女性 35 人、合計 87 人 名簿登録者 男性 7,376 人、女性 7,764 人、合計 15,140 人	決定
議案第 6 号	登録の移替えの延期について 選挙の種類 第 27 回参議院議員通常選挙 期 間 令和 7 年 6 月 19 日～令和 7 年 7 月 20 日	決定
議案第 7 号	期日前投票所の指定について 場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 2 5 番地 美幌町役場 1 階第 1 会議室 期間 令和 6 年 10 月 16 日～令和 6 年 10 月 26 日 (臨時期日前投票所) 場所 美幌町字東町 2 丁目 7 番地の 1 東町集会室 期間 令和 7 年 7 月 17 日 場所 美幌町字東 1 条南 3 丁目 5 番地の 1 みなみまち集会室 期間 令和 7 年 7 月 18 日	決定
議案第 8 号	在外投票に係る期日前投票所の指定について 場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 2 5 番地 美幌町役場 1 階第 1 会議室	決定
議案第 9 号	期日前投票所の開閉時間の繰り下げ及び繰り上げについて 東町集会室 開会時刻を午前 8 時 30 分から午後 2 時に繰り下げ	決定

議案番号	件名及び要旨	顛末
	閉鎖時刻を午後 8 時から午後 5 時に繰り上げ みなみまち集会室 開会時刻を午前 8 時 3 0 分から午後 2 時に繰り下げ 閉鎖時刻を午後 8 時から午後 5 時に繰り上げ	
議案第 10 号	不在者投票事務を取り扱う場所について ----- 場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 2 5 番地 美幌町役場 1 階第 1 会議室	決定
議案第 11 号	投票記載所の候補者氏名等掲示の掲載順序決定のくじを行う場所及び日時 ----- 場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 2 5 番地 美幌町役場 1 階第 1 会議室 日時 令和 7 年 7 月 3 日 午後 5 時 3 0 分	決定
議案第 12 号	選挙人名簿の閲覧中止について ----- 中止期間 令和 7 年 7 月 3 日～令和 7 年 7 月 25 日	決定

※非公開 (1) 法令等により非公開とされている場合
 (2) 美幌町情報公開条例第 10 条各号に定める非公開情報に該当した場合
 (3) 公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
【美幌町選挙管理委員会規程第 13 条】